

老人保健制度で医療を受けている人へ ～保険料編～

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。

対象者(被保険者)

75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人
全員が被保険者になり、一人に1枚新しい
「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。



自己負担

医療機関での自己負担は、
これまでの老人保健制度と同様に、
**一般の人は1割、現役並み
所得者は3割**です。



運営主体

福岡県内の全ての
市町村が加入する
**福岡県後期高齢者
医療広域連合**
が運営主体と
なります。

保険料

**保険料は被保険者全員が
納めます。**

保険料は原則として年金から
天引きされます。



給付

**これまでの
老人保健制度と
同様の給付が
受けられます。**



後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました

平成20年4月からの、75歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)の人が被保険者となって加入する「後期高齢者医療制度」の保険料率が決まりました。

保険料率は、保険料の算定に用いる被保険者均等割額と所得割率を言い、県内に住む被保険者の医療費の状況などによって決まります。

◆保険料

- ・保険料は、医療給付費(総医療費から自己負担分を除いた費用)の約1割を被保険者全員で負担します。
- ・被保険者、一人ひとりが納付します。
- ・保険料の額は、被保険者全員が等しく負担する被保険者均等割額と、一定以上の所得がある被保険者が所得に応じて負担する所得割額の合計額になります。



福岡県では、被保険者均等割額が50,935円、所得割率が9.24%になります。

【保険料計算式】

$$\begin{aligned} \text{保険料} &= \text{被保険者均等割額} + \text{所得割額} \\ &= 50,935\text{円} + [\text{総所得金額等} - 33\text{万円(基礎控除)}] \times 9.24\% (\text{所得割率}) \end{aligned}$$

※保険料の最高限度額は50万円(年額)です。

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で、各種所得控除前の金額です。

※公的年金収入のみの人は、年金額が153万円以下の場合、所得割額はかかりません。

◆軽減措置

○所得の少ない世帯に属する人

世帯の総所得金額等に応じて、均等割額が軽減されます。

軽減割合	住民票上の同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額
7割軽減	33万円(基礎控除額)以下の世帯
5割軽減	33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下の世帯
2割軽減	33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数 以下の世帯

※軽減の判定に係る総所得金額等は、「公的年金収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、保険料計算の総所得金額等とは異なる場合があります。

○後期高齢者医療制度に加入する前日において、被用者保険※の被扶養者であった人

(※政府管掌および組合管掌保険、船員保険、共済組合など。国民健康保険は該当しません。)

被用者保険の被扶養者であった人は、新たに保険料負担が生じるための緩和措置として、被保険者となる月から2年間は、均等割額が5割軽減されます。さらに、特例措置として、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までは均等割額の9割が軽減されます。いずれも、所得割額はかかりません。

・平成20年4月に被保険者となる場合

平成20年4月～9月	保険料負担なし
平成20年10月～21年3月	均等割額：9割軽減、所得割額：なし
平成21年4月～22年3月	均等割額：5割軽減、所得割額：なし

【保険料の計算例】

- ・単身世帯例1：基礎年金受給者(年金収入79万円)の場合
均等割額(7割軽減) 15,280円 + 所得割額 0円 = 保険料 15,280円(年額)
- ・単身世帯例2：平均的な厚生年金受給者(年金収入201万円)の場合
均等割額(2割軽減) 40,748円 + 所得割額 44,352円 = 保険料 85,100円(年額)
- ・夫婦世帯例：夫の年金収入201万円、妻の年金収入79万円の場合
夫：均等割額(2割軽減) 40,748円 + 所得割額 44,352円 = 保険料 85,100円(年額)
妻：均等割額(2割軽減) 40,748円 + 所得割額 0円 = 保険料 40,740円(年額)

※年金収入201万円の人所得割額の算式

$$\begin{aligned}
 &= [\text{総所得金額等} - \text{基礎控除}] \times \text{所得割額率} \\
 &= [(201\text{万円} - 120\text{万円} \langle \text{公的年金等控除} \rangle) - 33\text{万円}] \times 9.24\% \\
 &= 44,352\text{円}
 \end{aligned}$$

※保険料は10円未満切り捨て

◆保険料の決定

被保険者一人ひとりの保険料は制度開始後に決定いたしますので、保険料に関する通知は、平成20年4月以降になります。

◆納付方法

- ・年金額が18万円以上で、かつ、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1以下の場合……年金から天引きされます。(特別徴収)
- ・上記以外の場合……納付書や口座振替で納付します。(普通徴収)

※現在、被用者保険に加入している人については、保険料軽減にかかる特例措置の関係で、普通徴収となる場合があります。

◆問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111
市国保年金課医療・年金係 ☎72-2111 内線422